

議案第9号

狭山市立保育所条例の一部を改正する条例

狭山市立保育所条例（昭和55年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

第3条第1項中「第8条第1項」を「第14条第1項」に改め、「次条ただし書」の次に「及び第11条」を加える。

第5条各号を次のように改める。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで
- (2) 土曜日 午前7時30分から午後1時30分まで

第6条中「保育に欠ける小学校就学の始期に達するまでの」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号又は第3号に規定する」に改め、同条ただし書中「市長が」の次に「保育を」を加え、「保育に欠ける」を削る。

第9条を第15条とする。

第8条第4項を次のように改め、同条を第14条とする。

- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条ただし書、第9条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条ただし書中「特別の事情があると認めるときは」とあるのは「必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第12条（見出しを含む。）中「時間外保育事業等の保育料」とあるのは「利用料金」とする。

第7条を第13条とする。

第6条の次に次の6条を加える。

（利用者負担額の納付）

第7条 保育所に入所する児童の保護者は、狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成27年条例第 号）別表に定める利用者負担額を納付しなければならない。

（時間外保育事業等）

第8条 法第59条第2号に規定する時間外保育事業、同条第10号に規定する一時預かり事業及び同条第11号に規定する病児保育事業（以下これらを「時間外保育事業等」という。）を行う保育所、利用時間、対象児童、利用定員等については、規則で定める。

(時間外保育事業等の利用の許可)

第9条 時間外保育事業等を利用しようとする児童の保護者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、施設の管理上特に必要があると認めるときは、前項の許可を取り消すことができる。

(時間外保育事業等の保育料)

第10条 前条第1項の許可を受けた児童の保護者(以下「利用保護者」という。)は、別表に定める時間外保育事業等の保育料を納付しなければならない。

(利用料金)

第11条 前条の規定にかかわらず、第14条の規定により指定管理者に保育所の管理を行わせる場合においては、利用保護者は、時間外保育事業等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(時間外保育事業等の保育料の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、時間外保育事業等の保育料を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条、第11条関係）

1 保育標準時間の場合の時間外保育事業の保育料（1月を単位とする利用）

階層区分	利用時間区分			
	午前7時から午前7時30分まで	午後6時30分から午後7時まで	午後6時30分から午後7時30分まで	午後6時30分から午後8時まで
A階層	0円	0円	0円	0円
B階層	0円	0円	0円	0円
C階層	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円

2 保育標準時間の場合の時間外保育事業の保育料（1日を単位とする利用）

階層区分	利用時間区分			
	午前7時から午前7時30分まで	午後6時30分から午後7時まで	午後7時から午後7時30分まで	午後7時30分から午後8時まで
A階層	0円	0円	0円	0円
B階層	0円	0円	0円	0円
C階層	200円	200円	200円	200円

3 保育短時間の場合の時間外保育事業の保育料（1日を単位とする利用）

階層区分	利用時間区分						
	午前7時から午前7時30分まで	午前7時30分から午前8時30分まで	午後4時30分から午後5時30分まで	午後5時30分から午後6時30分まで	午後6時から午後7時まで	午後7時から午後7時30分まで	午後7時30分から午後8時まで
A階層	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B階層	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C階層	200円	50円	50円	50円	200円	200円	200円

4 一時預かり事業の保育料（日額）

階層区分	利用時間区分	
	4時間以内	4時間を超え8時間以内
A階層	0円	0円
B階層	0円	0円
C階層	1,000円	1,500円

5 病児保育事業の保育料（日額）

階層区分	保育料
A階層	0円
B階層	0円
C階層	2,000円

備考

- 1 階層区分における「A階層」、「B階層」及び「C階層」は、それぞれ、狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例別

表に規定する「A階層」、「B階層」及び「C階層」をいう。

- 2 「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）と認定された場合の保育必要量をいい、「保育短時間」とは同項の規定により1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）と認定された場合の保育必要量をいう。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

子ども・子育て支援法等の施行に伴い、所要の改正をするとともに、時間外保育事業等の規定を設け、併せて指定管理者に管理を行わせる保育所における同事業の実施に当たり、利用料金制度を導入したいので、この案を提出するものである。